

# 各府省庁における自転車活用推進の取組状況



- 自転車活用推進法及び第二次自転車活用推進計画(閣議決定)を踏まえて、車道通行を原則とした自転車ネットワークの形成を一層推進するため、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(H24・H28通知)を改定。

## ① 自転車活用推進法及び自転車活用推進計画の反映

- ◆前回のガイドラインの通知後に策定された自転車活用推進法(H29年5月施行)や第二次自転車活用推進計画(R3年5月閣議決定)を反映し、自転車の活用推進に関する視点を充実。

## ② 質の高い自転車通行空間の整備促進

- ◆限られた道路空間の中で、現地状況に応じた柔軟な再配分や分離を行うことにより、自転車道や自転車専用通行帯の整備を検討する手法を例示。
- ◆現地の実務担当者の理解が進むよう、考え方の概念図や設計例の平面図などの図表や根拠法令等に関する記述を充実。
- ◆将来的には完成形態での整備を目指すことが基本であることや、車道混在は自動車の速度の低い道路において、自転車と自動車が同一の空間を共用する概念であることを明確化。
- ◆複雑な交差点における通行ルールの表示方法について例示。
- ◆整備の機会を逃さないよう、他の道路事業との円滑な連携を進めることについて手順を記載。
- ◆計画・整備・維持管理における市民等との協働について改めて記載。

## ③ 自転車専用通行帯における路上駐停車対策の強化

- ◆自転車通行空間における駐停車の基本的な考え方や、停車帯等を併設する場合の設計方法例を提示。

## ④ 利用ルールの徹底

- ◆自転車通行空間の整備形態別に道路管理者、都道府県警察が特に注意しなければならない通行ルールについて解説。

## ⑤ 新技術やデータの活用促進

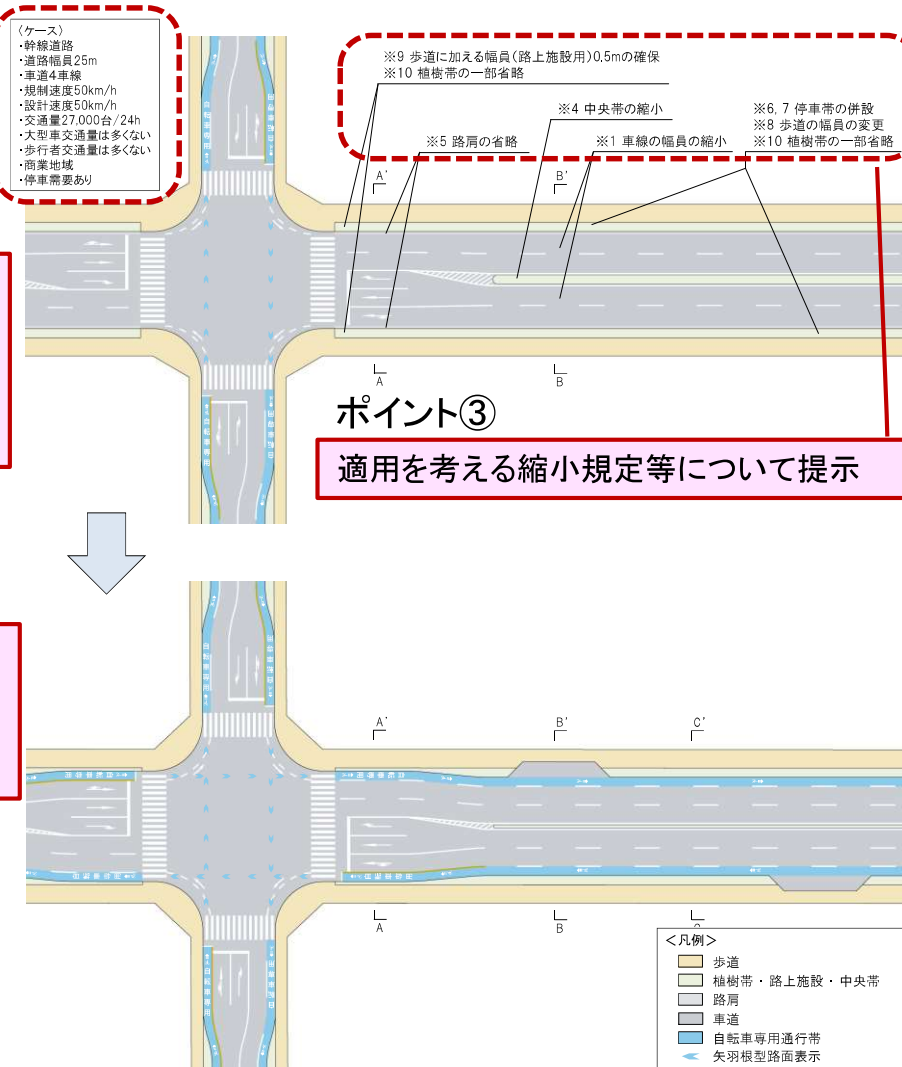
- ◆シェアサイクルやスマートフォンの移動履歴から自転車プローブデータを分析し、地域の状況を把握することの有効性について例示。

## ② 質の高い自転車通行空間の整備促進



- 限られた道路空間の中で、現地状況に応じた柔軟な再配分や分離を行うことにより、自転車道や自転車専用通行帯の整備を検討する手法を例示。
- 実務担当者の理解が進むよう、都市部に比較的多い幅員（16m、22m、25m、30m、40m）の道路を例示。

### 《25m道路の例》



### ポイント①

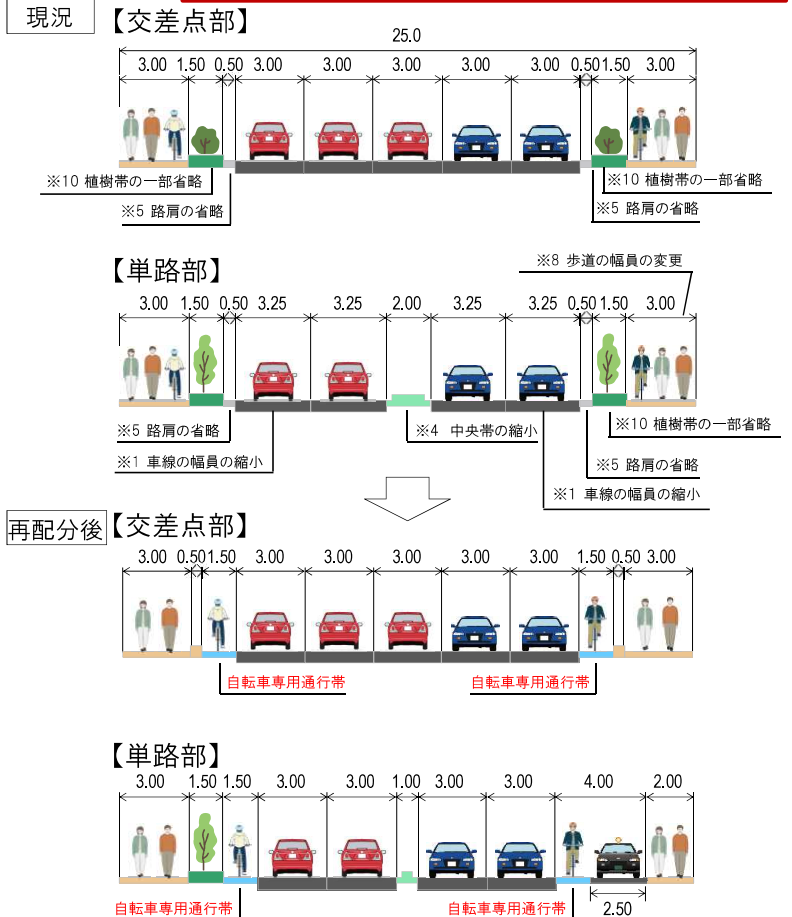
現地の状況により可能となる空間配分の考え方は異なるため、今回例示する図の条件を明示。

### ポイント②

交差点・単路の別に現況と再配分後の断面構成を上下に比較できるように提示

### ポイント④

交差点・単路の別に現況と再配分後の断面構成を上下に比較できるように提示



### ③自転車専用通行帯における路上駐停車対策の強化



- 路上駐停車により自転車専用通行帯の機能を損われないよう、交通管理者と道路管理者が連携して対策を強化する。

#### 原則

自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の整備箇所については、原則として駐車禁止の規制を実施するものとし、自転車を含めた周辺の交通実態や沿道状況等を踏まえ、駐停車禁止の規制を実施するものとする。



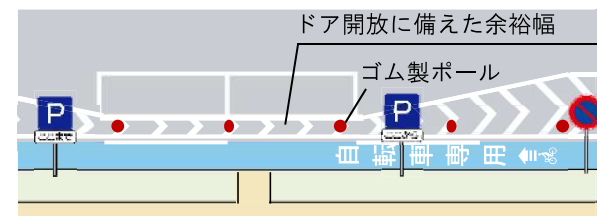
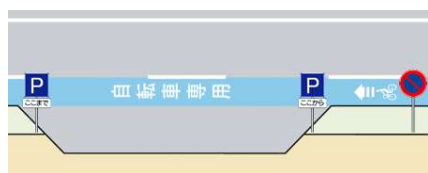
■ 停車車両

#### 取締り

地域住民の意見・要望等を踏まえて違法駐車の取締りに係るガイドラインを策定、公表、見直しし、悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いて取締りを行い、特に自転車専用通行帯をふさぐ違法駐車についての取締りを積極的に推進する。

#### 停車帯等

自転車の安全かつ円滑な通行の確保に支障がないよう、貨物の積卸や人の乗降等といった駐停車需要に応えるため、必要に応じて停車帯等を設置。(路外駐車場などの沿道状況や地域における駐車施策等との整合性に配慮)



■ 停車帯等の設置イメージ





# シェアサイクルのガイドラインの概要

○ **地方公共団体の実務担当者**にとって、シェアサイクル事業の**導入要否の検討から運営に至るまで**参考となるよう、**関連制度や先進的な取組の事例等を実務手順に沿って**記載。

## 第1章 イントロダクション：ガイドラインの目的・ターゲット、シェアサイクルに対するニーズ、普及効果等

## 第2章 シェアサイクル事業の導入に向けた検討手順： ○導入に向けた手順 ○導入要否の検討 ○事業者の選定等 ○実施に向けた準備

## 第3章 持続可能な事業となるためのポイント： ○採算性の確保 ○利便性の向上 ○安全・安心の確保

### ① 導入要否の検討

#### ■ 地域課題の把握と導入目的の明確化

#### ■ 事業規模の検討

**事業エリアやシェアサイクルポートの配置**における検討の視点や事例を紹介。

<利用ニーズなどを参考にポート配置を検討した例> <ポート配置と自転車NWとを連動させた例>

駅周辺への配置 (岡山県岡山市) ●: ポート

多: シェアサイクルの移動量 (東京都文京区)

#### ■ 事業スキームの検討

**官民の役割分担**における検討の視点や、導入目的に応じた**KPI**の例などを紹介。



#### ■ 事業者を求める事項・水準の検討

**過剰駐輪対策や安全確保、災害時の活用、データ収集・分析**などの事例を紹介。

#### ■ 関連計画との連動

導入や運営に関する合意形成等に向け、**地域の計画体系との連動**の事例を紹介。

### ② 事業者の選定等

#### ■ 選定方法の検討 公募内容等の検討

事業者の選定においては、**公平性、透明性、客観性**などを確保する仕組みが必要であり、選定方法や公募内容等を紹介。

### ③ 実施に向けた準備

#### ■ ポート用地の確保協議・交渉（サイクルポート設置場所の確保）

公用地や民地の円滑な用地確保に向け、**設置箇所別の設置手法**の解説や、**設置促進に向けた手法**を紹介。

<道路占用による設置例> (歩道上) 鹿児島県鹿児島市

<公園施設としての設置例> (都市公園) 岡山県岡山市

#### 採算性の確保

**収入の確保、支出の削減**の視点からノウハウや事例を紹介。

<徐々にエリアを広げることによる収入確保の例> <AI活用による再配置費用削減の例>

当初エリア (R4.4) 42ポート  
エリア拡大 (R4.10) 87ポート

交通需要予測、推奨の回収・配置先、ポートや台数を提示

ポート情報、自転車台数、再配置実績、データ

ポート・自転車、再配置トラック

出典：(株)エコーバイクシェア(株)の国土交通省

#### 利便性の向上

**MaaS、案内看板等の設置、データの利活用** (GPSデータ活用やオープンデータ化) に関するノウハウや事例を紹介。

<シェアサイクルを含む経路検索を行うMaaS例> <外国人でも分かりやすいピクトでの案内看板例> <データの利活用例> (GPSデータをポートの設置場所の検討に活用)

群馬県前橋市 富山県富山市 新潟県新潟市

#### 安全・安心の確保

**ハード・ソフト両面**の視点からノウハウや事例を紹介。

<自転車通行空間に接した場所への設置事例> <仕様書において過剰駐輪対策を定めた例> <前かごにヘルメットを収納し、ヘルメットを貸し出す事例>

北海道札幌市 群馬県高崎市

9 サイクルポートの仕様(4)…**違法駐輪が起らないような工夫をあらかじめ行うこと。**

堺市シェアサイクル実証実験 仕様書

# 「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト





## 概要

- 自転車活用推進計画に基づき、自転車通勤を積極的に推進する企業・団体を認定
- 令和2年度に制度創設

## 宣言企業

## 優良企業

認定要件	<p>以下の3項目すべてを満たす企業・団体</p> <p>①従業員用駐輪場を確保</p> <p>②交通安全教育を年1回実施</p> <p>③自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化</p> <p>※事業所単位で申請可</p>	<p>自転車通勤者が100名以上または全従業員の2割以上を占める宣言企業のうち、以下の1項目以上を満たし、独自の積極的取組や地域性を総合的に勘案し、特に優れた企業・団体</p> <p>①定期的点検整備を義務化</p> <p>②盗難対策を義務化</p> <p>③ヘルメット着用を義務化</p> <p>④その他自転車通勤を推進する取組 (通勤手当支給、ロッカー・シャワー等の自転車利用環境整備等)</p>
認定時期	随時募集、認定	原則として年1回、宣言企業から認定
期間	5年間有効(更新可)	宣言企業の有効期間(更新可)
認定ロゴ・認定状況	 <p>61社認定済 (令和6年3月現在)</p>	 <p>9社認定済 (令和6年3月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社</li> <li>・シチズンカスタマーサービス株式会社</li> <li>・株式会社シマノ</li> <li>・日本電子株式会社</li> <li>・株式会社はてな</li> <li>・ブリヂストンサイクル株式会社</li> <li>・株式会社マスター</li> <li>・松本市</li> <li>・ライトウェイプロダクツジャパン株式会社</li> </ul> <p>赤字は今年度認定の企業</p>

# 自転車活用推進功績者表彰

## 制度概要

- 自転車活用推進法に基づき、自転車の活用推進に関し特に顕著な功績があると認められる個人・団体を表彰

### 自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）抜粋

第十五条 国土交通大臣は、自転車の活用の推進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

- 平成30年度より毎年度表彰  
＜表彰の対象＞

- (1) 自転車の利用の増進により、地域の環境改善等に顕著な功績があった者又は団体
- (2) 自転車競技の振興等により、国民の健康の増進に顕著な功績があった者又は団体
- (3) 高い安全性を備えた自転車の供給等に顕著な功績があった者又は団体
- (4) 自転車利用者に対する交通安全教育の推進等により、自転車の活用を推進する上での交通安全の確保に顕著な功績があった者又は団体
- (5) その他自転車活用の推進により、地域の活性化等公共の利益の増進に顕著な功績があった者又は団体

## 受賞者

- ① 佐藤信哉 【福岡県】  
かみおか まち
- ② NPO法人 神岡・町づくりネットワーク 【岐阜県】
- ③ (一社) 市民自転車学校プロジェクト 【京都市】
- ④ 太陽誘電株式会社 【群馬県】
- ⑤ 西日本鉄道株式会社 【福岡市】
- ⑥ 株式会社BASE TRES 【静岡県】  
ベース トレス





# ナショナルサイクルートの各種取組事例



## ②ビワイチ

第1次



## ⑥富山湾岸サイクリングコース

第2次



## ④トカプチ400

第2次



## ①つくば霞ヶ浦りんりんロード

第1次



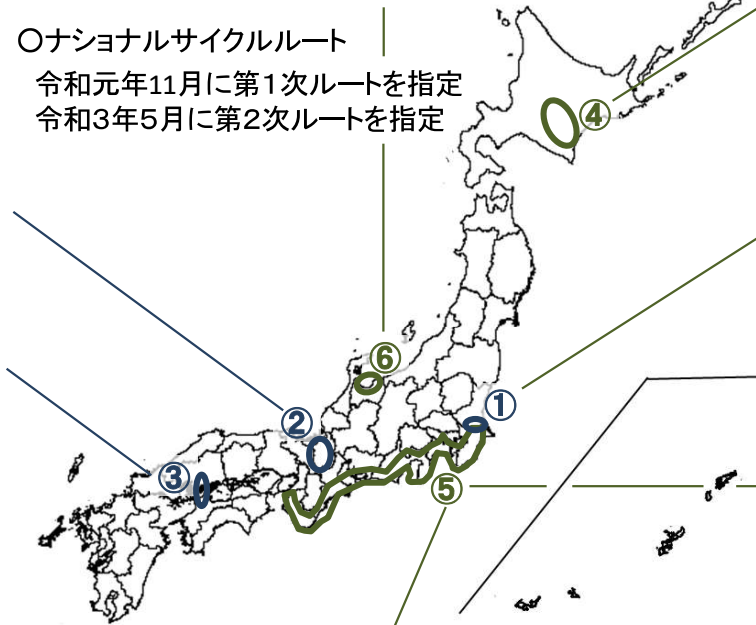
## ③しまなみ海道サイクリングロード

第1次



## ○ナショナルサイクルルート

令和元年11月に第1次ルートを指定  
令和3年5月に第2次ルートを指定



## ⑤太平洋岸自転車道

第2次



## ⑤太平洋岸自転車道

第2次





# ナショナルサイクルートの走行・受入環境整備の取組事例



## 誰もが安全・快適に走行できる環境整備

### ・走行環境の安全性確保

しまなみ海道  
サイクリングロード



整備前



整備後

太平洋岸自転車道



整備前



整備後



整備前



整備後

つくば霞ヶ浦  
りんりんロード



(注意喚起)

トコブチ400



(注意喚起)

### ・ルートのご案内の充実

ビワイチ



つくば霞ヶ浦  
りんりんロード



太平洋岸  
自転車道



富山湾岸  
サイクリングコース



## サイクリストの受入環境整備

### ルート上の迂回を図るための代替交通手段 自転車回送サービスとしての代替交通手段



太平洋岸自転車道

サイクルトレイン(きのくに線)

ビワイチ



ビワイチ



HPIによるサイクルトレイン、サイクルージングの紹介



太平洋岸自転車道

サイクルトレイン・フェリー

サイクルトレイン情報

路線	利用区間	利用時間	利用料金
1	1区間(1区間利用)	1区間利用	1区間利用
2	2区間(2区間利用)	2区間利用	2区間利用
3	3区間(3区間利用)	3区間利用	3区間利用
4	4区間(4区間利用)	4区間利用	4区間利用
5	5区間(5区間利用)	5区間利用	5区間利用




HPによる  
サイクルトレインの紹介


### 修理サービス・トラブル時の自転車配送サービス





- 欧州をはじめとした諸外国においては、公共交通と自転車の連携は、輸送力拡大や利用圏域拡大などのメリットがあると考えられており、**自転車をそのまま車内等に持ち込める運用(サイクルトレイン・サイクルバス)**が、広く一般的になっています。
- 我が国においても、鉄道事業者やバス事業者が、沿線地域とも連携しながら**サイクルトレインやサイクルバスの導入や拡大を検討していただけるように、その一助となる資料**を作成しました。(令和5年5月)

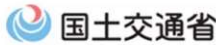






## サイクルトレイン・ サイクルバス導入の手引き

～国内外の参考事例集～

令和4年度版




## サイクルトレイン・サイクルバスとは

自転車を解体せず、そのまま車内又は車外サイクルラックに搭載し、輸送する鉄道・バス



サイクルトレイン

JR西日本きのくに線 (和歌山県)



サイクルバス

ウイング神姫 (兵庫県)

## 導入目的と利用層

サイクリストの観光行動や通勤・通学、買い物といった生活行動への導入事例



観光での活用

宗谷バス (北海道)



日常生活での活用

上毛電気鉄道 (群馬県)

## 国内における事例

- サイクルトレイン: 西日本鉄道天神大牟田線、弘南鉄道大鰐線弘南線、JR西日本きのくに線、一畑電車北松江線大社線、上毛電気鉄道
- サイクルバス: 宗谷バス、関鉄バス、ウイング神姫

## 導入・運用の留意点

### 導入にあたる安全対策・案内誘導の好事例



車内固定場所の設定  
関鉄バス (茨城県)



駅設備の対応  
(階段へのスロープ設置)  
JR西日本きのくに線 (和歌山県)



ピクトグラムによる  
案内誘導  
弘南鉄道 (青森県)



# 自転車損害賠償責任保険等への加入促進



- ・都道府県等に対して条例等による自転車損害賠償責任保険等への加入義務付けを要請
- ・さらに、標準条例(技術的助言)を作成し、都道府県等に周知(H31.2)・支援
- ・情報提供の強化等により、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進

## 標準条例の主な記載項目

項目	対象者
①自転車損害賠償責任保険等への加入の義務付け	自転車利用者
	保護者
	事業者
	自転車貸付事業者
②自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等	自転車小売事業者
	事業者
	自転車貸付事業者
③自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供	都道府県
	学校設置者

## 地方公共団体の条例の制定状況(令和6年4月1日現在)

条例の種類	都道府県
義務 (34都府県)	宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 <b>岡山県</b> 、広島県、 <b>山口県</b> 、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
努力義務 (10道県)	北海道、青森県、岩手県、茨城県、富山県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、佐賀県

※赤字は、令和5年度に制定された県(2)

# 自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会

自転車を活用したまちづくりを推進する  
全国市区町村長の会

 PROFILE

 ACCESS

 CONTACT

ホーム

本会について

全体活動

ブロック活動

決議・提言等

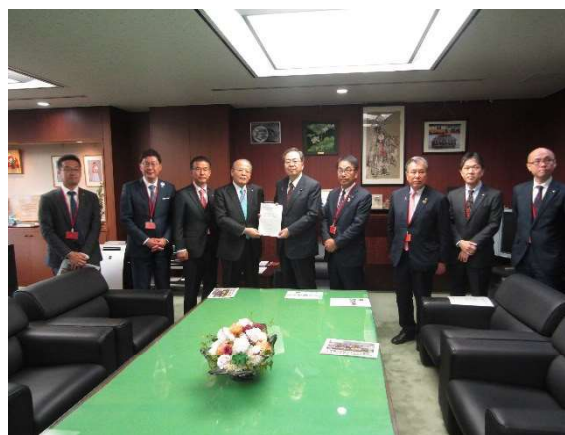
会員情報

イベント情報

メンバーズページ



全国シクロサミット (シポジウム)



要望活動

- 自転車活用により公共の利益を増進し、地方創生を図ろうとする自治体が連携し、情報交換や共同の取組を進めることで、自転車文化向上、普及促進等を図るため平成30年に設立
- 全国9ブロック
- 加盟市区町村数  
411 (令和5年11月1日時点)
- 全国会長は大分県佐伯市

Bicycle  
Organization of  
Mayors



<施策>

17. 国民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車利用者をはじめとする道路利用者全体の交通安全意識を醸成し、自転車の安全な利用を促進する。

<措置>

② 自転車の安全利用について、「全国交通安全運動推進要綱」において運動重点に盛り込む等、国民の交通安全意識の向上を図るための広報啓発に努める。

⑤ 交通安全啓発に関するボランティア等に対する講習会等を開催し、自転車の安全利用を含めた交通安全に関する指導技術の向上等を図るほか、効果的と認められる交通ボランティア活動の各種取組等について関係機関・団体への周知を図る。

<これまでの取組>

全国交通安全運動

全国交通安全運動を実施するに当たり、自転車等の交通ルール遵守の徹底等を運動重点に盛り込み、ポスター・チラシの配布や、SNSを活用した動画配信等による広報啓発活動を通じ、「自転車安全利用五則」に定める通行方法を始めとする自転車の交通ルールの周知徹底のほか、ヘルメットの着用、反射材用品の取付け等、自転車利用者等の安全確保方策の普及啓発を推進した。

<令和5年秋の全国交通安全運動>



ポスター



公式YouTubeチャンネル



チラシ

交通指導員等交通ボランティア等に対する研修会

交通指導員等交通ボランティアを対象に講習会を開催し、自転車の安全利用に関する講義のほか、グループ討議による意見交換の場を設け、自転車の安全利用に関する交通指導員等のスキルアップを図った。

また、参加者による活動事例や討議結果の発表により、各種取組等について関係機関・団体への横展開を実施した。

<令和5年度交通安全指導者養成講座>

《実施日》

令和5年12月4日～6日

《実施場所》

アルカディア市ヶ谷

※ 全国各地から、オンライン参加を含む交通安全指導員、交通ボランティア、自治体の交通安全対策主管課職員等、約80名が参加



午後3:54・2023年12月7日・322件の表示

講習会の様子（公式Xアカウント）

<今後の取組>

令和6年度以降も、引き続きこれらの施策を積極的に推進し、自転車の安全利用について普及啓発を図る。



## 現状・課題

- 自転車は、幼児から高齢者まで幅広い層が多様な用途で利用する国民の身近な交通手段であり、政府としてもその活用を推進。
- 他方で、自転車関連交通事故件数や自転車対歩行者事故の発生件数が近年増加傾向にあるほか、自転車が当事者となった死亡・重傷事故の約4分の3には自転車側に何らかの法令違反が認められる。
- 政府目標（令和7年までに24時間死者数を2,000人以下）の達成に向け、自転車の交通ルールを遵守させるための方策を検討する必要。

## ⇒ 良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する有識者検討会を開催（令和5年8月以降に計5回実施）

## 検討結果

### 交通安全教育

- ◆ 自転車利用のニーズが高まっている昨今の情勢を踏まえると、リソースの制約上、警察のみで自転車に係る安全教育を実施することは困難であることから、警察を中心として官民連携を強化していく。
- ◆ あわせて、警察が交通安全教育の需要と供給を的確に捉え、両者のマッチングを促進し、交通安全教育の体系を充実させる。
- ◆ 官民連携の拠点となる官民協議会を構築し、ライフステージごとに提供すべき交通安全教育の指針を示す安全教育ガイドラインを策定し、実施主体によらず教育の質を担保する。
- ◆ 「自転車安全教育」認定制度を構築し、都道府県警察が民間事業者の自転車に係る安全教育を認定する（供給主体の「見える化」）。

ライフステージに応じた安全教育の充実化

### 違反処理

- ◆ 自転車を交通反則通告制度の対象とした上で、現認可能・明白・定型的な違反行為を反則行為とする。
- ◆ 制度の対象年齢は16歳以上とする。
- ◆ 反則行為となる信号無視、指定場所一時不停止、通行区分違反（右側通行、歩道通行等）等については、特に悪質かつ危険性の高い違反態様に限って青切符による取締りを行う。
- ◆ それ以外の場合については、違反者に将来の運転行動の改善を促す指導警告にとどめる。
- ◆ 酒酔い運転、酒気帯び運転、妨害運転等の反社会性・危険性の高い違反行為は反則行為に含めないこととする。それらのうち、赤切符の対象となる違反行為については、引き続き赤切符で処理する。

違反者の行動改善に向けた指導取締りの推進

### 交通規制

- ◆ 自転車が安全に車道を通行することができる環境を創出するため、国内外の先行事例も参考に、「全ての交通主体がお互いに思いやり、共に道路を安全・快適に利用する」という理念を国民に浸透させるためのキャンペーンを展開するほか、車道を通行する自転車の保護に関する法制上の措置を講ずる。
- ◆ 自転車通行空間における違法駐車対策を推進するため、取締りに係るガイドラインの見直し、警察の取組の周知・理解に向けた広報啓発活動を行う。
- ◆ 他方で、駐車需要を考慮した対応も必要であるところ、関係者とも連携して需要に応じた駐車スペースを確保することで、路上駐車等により自転車が通行しづらい状況を緩和する。

自転車が安全・安心に通行できる環境の整備



2023年8月版

知っていますか?

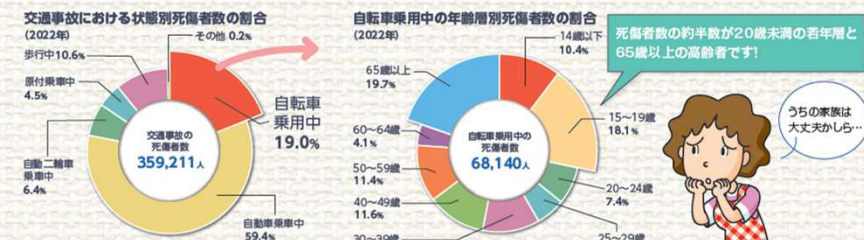


## 自転車事故の実態と備え

もしも自転車事故を起こしてしまったら...

**1** およそ7.5分に1件の割合で、自転車事故が発生しています!

2022年には、自転車乗用中の交通事故が69,985件\*発生。また、死傷者数は68,140人と交通事故全体の死傷者数に占める割合は19.0%であり、歩行中の死傷者数に比べ約1.8倍と高い数値を示しています。



\*各グラフの構成率は、警察庁交通量の統計数値をもとに小数点第2位を四捨五入していることから、合計が100%にならない場合があります。  
【警察庁交通量データより作成】 \*自転車が第1当事者または第2当事者となった交通事故件数。ただし、自転車相互の事故は1件とした。

**2** 加害者になってしまうと、高額な賠償金が生じることがあります。

自転車による事故では、被害者になることもあれば、加害者になることもあります。もし加害者になった場合は損害賠償責任が生じ、賠償額が数千万円と高額になることもあります。

自転車での加害事故例 (日本損害保険協会調べ)

判決総額※	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰途途中に自転車で行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった(神戸地方裁判所、2013年7月4日判決)。
9,330万円	男子高校生が、夜間、イヤホンで音楽を聞きながら無灯火で自転車を運転中に、ノボカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官(25歳)と衝突。警察官は、頭蓋骨骨折等約2か月後に死亡した(高松高等裁判所、2020年7月22日判決)。
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った(東京地方裁判所、2008年6月5日判決)。

(※)判決総額は、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

事故を起こした場合の備えとは? 続きは裏面で

ルールを守る

保険に加入する

## 自転車を運転する人の責任です!

**1** ルールを守り、無理な運転をしなければ、自転車事故を防ぐことができます!

自転車で事故を起こしたり、事故に遭ったりしないために、交通ルールをしっかり守って安全運転を心がけることが大切です。

- 車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

**■自転車運転者講習**  
信号無視や一時不停止、飲酒運転などの一定の違反行為(危険行為)を反復して行った自転車運転者に、安全講習の受講が義務付けられています。  
携帯電話やイヤホン等を使用しながらの運転や、傘さし運転も大変危険ですのでやめましょう。  
※これらの行為は、都道府県の規則で禁止されています。

自転車事故による死者の多くは頭部を損傷しています。自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。

交通ルールをしっかり守って、事故を起こさないことが何よりも重要です。そのうえで、万一の事故に備えた保険に加入しましょう。

(注)上記の「自転車」とは、法律等で定める「普通自転車」を指しています。車体の大きさなどが基準に適合しない自転車\*は、普通自転車とは通行方法が異なりますので、ご注意ください。  
\*一部のマウンテンバイクやタンDEM自転車等

**2** 自転車事故による損害賠償責任や、ご自身のケガには「保険」で備えることができます。

自転車事故による損害賠償責任は「個人賠償責任保険」で、また、自分自身のケガは「傷害保険」でそれぞれ補償されます。

自転車事故に備えるための保険

保険の種類	対象	事故の相手		自分
		生命・からだ	財産(モノ)	生命・からだ
個人賠償責任保険		○	○	×
傷害保険		×	×	○

■個人賠償責任保険や傷害保険では、自転車事故のほか日常生活における事故も補償の対象となります。

例 個人賠償責任保険...買い物中に商品を壊した。飼犬が他人に噛みついてケガをさせた  
傷害保険...スポーツ中にケガをした。階段で転んでケガをした

■傷害保険には、交通事故によるケガのみを補償するタイプもあります。  
■業務で自転車を使用中に起こした事故は個人賠償責任保険では補償されません。事業主が事業者用の賠償責任保険に加入する必要がありますので、ご注意ください。

早退、加入している保険の補償内容を確認してね。

この不明点はお気軽に、保険会社または代理店にお問い合わせください。

〈補償内容のご確認にあたってご注意いただきたいこと〉  
●個人賠償責任保険は、自動車保険、火災保険、傷害保険などの特約としてセットすることが一般的ですが、特約の名称は保険会社ごとに異なる場合があるほか、保険会社によっては取扱いしていない場合があります。  
●新たな保険(特約)への加入をご検討される場合は、自転車を使用される方またはそのご家族が既に補償内容が同様の保険契約に加入されていますと、補償の重複が生じることがあります。そのため、保険金額(支払限度額)、被保険者(補償の対象となる人)などの補償内容を十分ご確認ください。



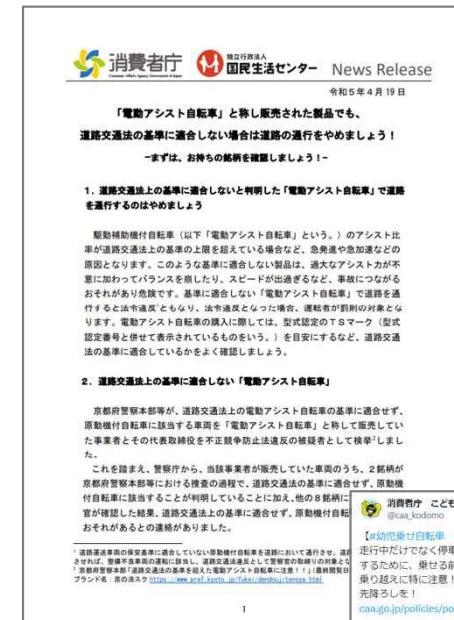
## 【措置】

消費者が安全に自転車を利用できるよう、自転車に関する消費者事故等の情報を集約・分析するとともに、必要に応じて、独立行政法人国民生活センターによる商品テストを行い、その結果等も活用しつつ、消費者へ自転車の安全な利用に向けた広報啓発等を行う。

## 現状またはこれまでの取組

- 消費者安全法に基づき収集した消費者事故等を定期的に公表するとともに、事故情報等をもとに、メールマガジンやSNS等を用いて、複数回、自転車の安全な使い方に関し周知啓発を実施したほか、「電動アシスト自転車」と称し販売された製品について独立行政法人国民センターと連名で注意喚起を実施した(令和5年4月19日)。
- 独立行政法人国民生活センターにおいて、組み立てが必要な状態で届く通信販売の自転車(令和4年3月3日)、子供を抱っこして自転車に乗ることの危険性(令和4年11月16日)、乗車用ヘルメットの安全性(令和5年7月12日)、道路交通法の基準に適合しない電動アシスト自転車(令和5年10月25日)について、消費者への注意喚起を実施した。

## ▶消費者庁・(独)国民生活センター連名注意喚起



## ▶SNS等を通じた周知啓発



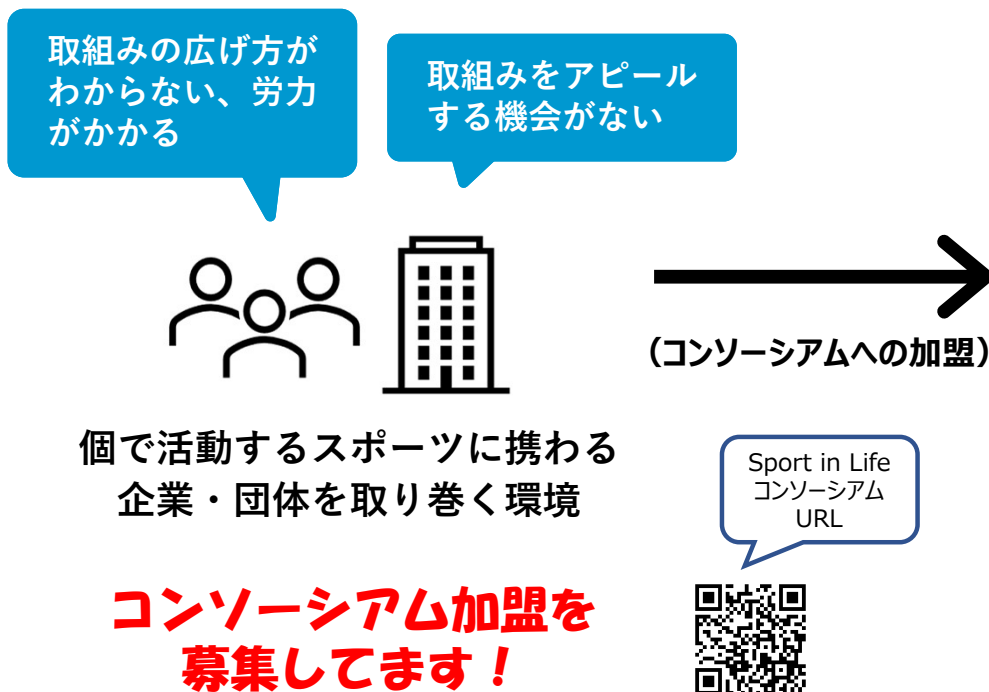


# Sport in Life推進プロジェクト

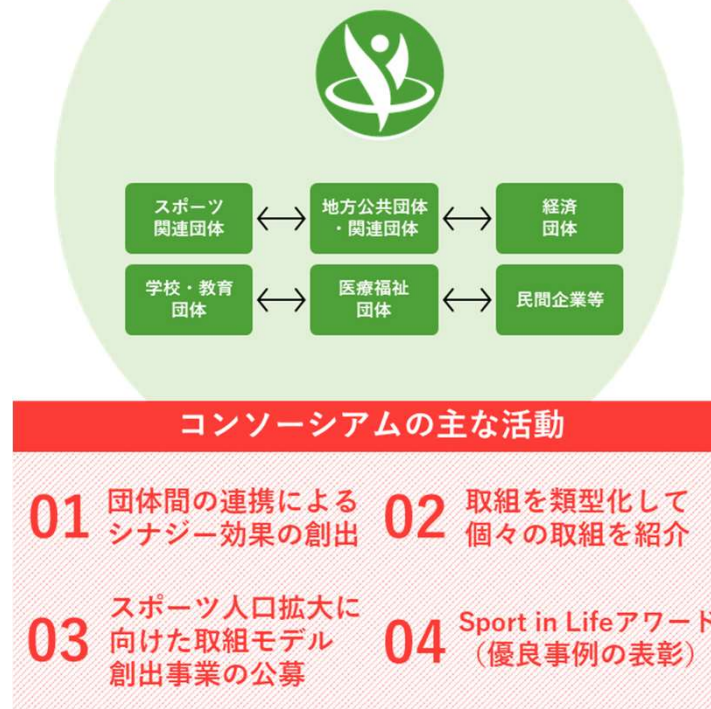
- 「Sport in Life」(スポーツが生涯を通じて生活の一部となることで人生や社会が豊かになるというもの)の理念に賛同する民間企業、地方自治体、スポーツ団体、経済団体等で構成する**コンソーシアムを設置** (加盟団体 3,352) (2024年1月末時点)
- 加盟団体の取組を表彰する「**Sport in Lifeアワード**」を創設
- スポーツ参加人口拡大に向けた**取組モデル創出事業**を実施
- 従業員に対しスポーツを通じた健康増進の取組を行っている企業を、「**スポーツエールカンパニー2024**」として認定 (1,246企業)
- スポーツ実施率の向上に向けた**総合研究事業**を実施

## Sport in Life

### ◆ Sport in Life コンソーシアムの設置



## Sport in Lifeコンソーシアム



# 第3回 Sport in Lifeアワード 受賞団体 概要

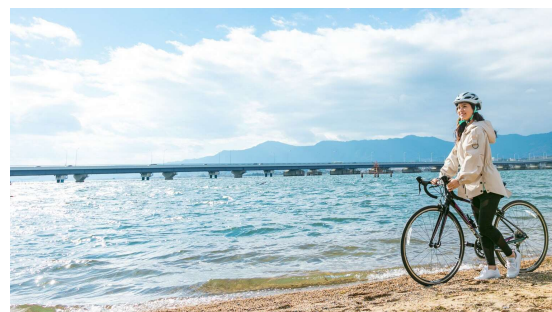


## ■優秀賞（自治体部門）

団体名	所在地	取組タイトル
守山市	滋賀県守山市	LAKE BIWA TRIATHLON IN MORIYAMA

### 取組の概要

- 2015年地方創生の柱に「自転車を軸としたまちづくり」の実現を掲げて以降、日本一の湖“琵琶湖”を自転車で一周する「ビワイチ」を軸に観光振興を進めるなか、2019年国土交通省から第一次ナショナルサイクルルートに「ビワイチ」が指定されたことも背景に、国内外からサイクリストの訪れる日本の人気のコースの発着地の町として盛り上がりを見せている。
- 2021年からは、行政や民間、地域で連携して実行委員会を組織し、「LAKE BIWA TRIATHLON」と題してトライアスロン大会を3年連続で開催。この大会は琵琶湖や美しい田園風景をコースとし、コンセプトを『最高の挑戦、全員が主役』と掲げ、スポーツの素晴らしさを伝えることはもちろん、大会開催が人の挑戦を受け入れ、ダイバーシティ&サステナブル実現につながる点にも注力していることが特長。
- 参加者数は年々増加し、業界で有名なトライアスリートはもちろん、老若男女、国内外から多様な世代に参加いただくほか、重い病気を抱える方や義足の選手といった、他の大会では参加が難しかった方々も安全に参加できる仕組みを整備。
- 特に環境意識の高い県民性を有する滋賀県での開催を受け、市と大会、協賛企業が連携して輸送効率化や競技実施時のゴミ削減などのサステナブルな活動を推進したことで、選手、地元、企業等から参画してよかった、また来年度も参加したいと高く評価を受けている。
- 現在、2024年10月20日の第4回大会開催に向け、官民、そして地域を挙げて取り組んでいる。2025年には、滋賀県では国体、関西では大阪万博を控えるなか、こうした機会も活かしながら、国内外に誇るトライアスロン大会の実現と、関わる全ての人々にとって「最高の挑戦、全員が主役」を実現、さらには守山市、滋賀県から自転車・スポーツの魅力拡大に向け、引き続き取り組んでいる。





スポーツと旅行・観光を掛け合わせた「スポーツツーリズム」等を通じ交流人口の拡大により地方創生・まちづくりを推進するため、「日本らしいスポーツホスピタリティ」を取り入れた、高付加価値コンテンツの創出に向けた取組をモデル的に支援するほか、ポストコロナを見据えスポーツツーリズム・ムーブメントの創出を積極的に推進する。

### ① 武道等の地域スポーツ資源を活用したスポーツツーリズムコンテンツの創出

日本の特色ある自然・文化等を活かした、国内外旅行者から選ばれるスポーツツーリズム等の優良コンテンツを創出するため、重点分野の「武道」を中心に、アウトドアスポーツ・アーバンスポーツも含めたテーマ別に実証モデルの選定、実施と効果検証等を行う。※16,000千円×6事業想定

#### (取組例①) 武道ツーリズム

日本発祥の武道と歴史・文化等を融合させた稀少性の高い体験コンテンツを創出。



#### (取組例②) アウトドアスポーツツーリズム

「スノースポーツ」、「登山・ハイキング・トレッキング」、「ウォーキング」など、景観や自然環境、地域の生活等を有機的に連携させた、広域コンテンツを創出。



※日本らしいスポーツホスピタリティ  
「する・みる・ささえる」スポーツを行う人々が、そこに「あつまる」ことで、これまで以上に「より良く楽しむ」ことを可能とする取組・行為全般を示す概念。  
(「経済財政運営と改革の基本方針2022」第2章より)

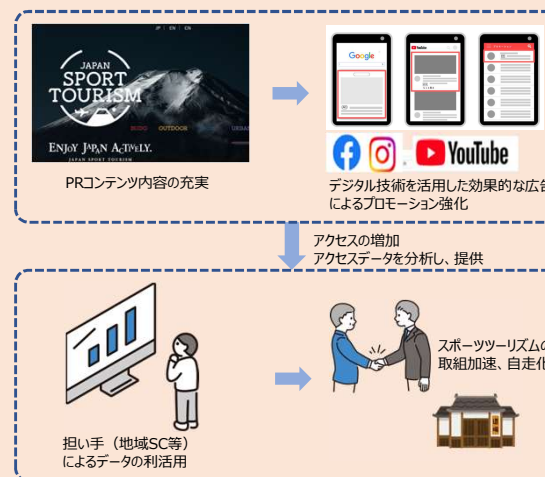
### ② スポーツツーリズム・ムーブメントの創出による自走化の促進

特に令和5年度においては、ポストコロナを見据え、デジタル技術を活用したスポーツツーリズムのプロモーションをより一層推進するとともに、プロモーションを通じて収集したデータを分析の上、担い手（地域SC、観光協会等）へ提供し、担い手による利活用を促進することで、スポーツツーリズムの自走化を促進する。

DXを活用したプロモーションを実施

プロモーションを通じて需要データを収集、分析し、スポーツツーリズムの担い手へ提供

セミナー開催など通じデータの利活用促進



合わせて、

- ・スポーツ・健康まちづくりを進める自治体に対する長官表彰の実施
- ・観光庁・文化庁・スポーツ庁で連携して取り組む「スポーツ文化ツーリズム」等のシンポジウムの開催
- ・武道ツーリズムの体験が可能な武道場のデータベース利活用促進や、担い手同士のネットワーク構築等に要する費用を計上。

スポーツの力を「活用」し、様々な地域課題を解決

スポーツによる地方創生・まちづくりへ

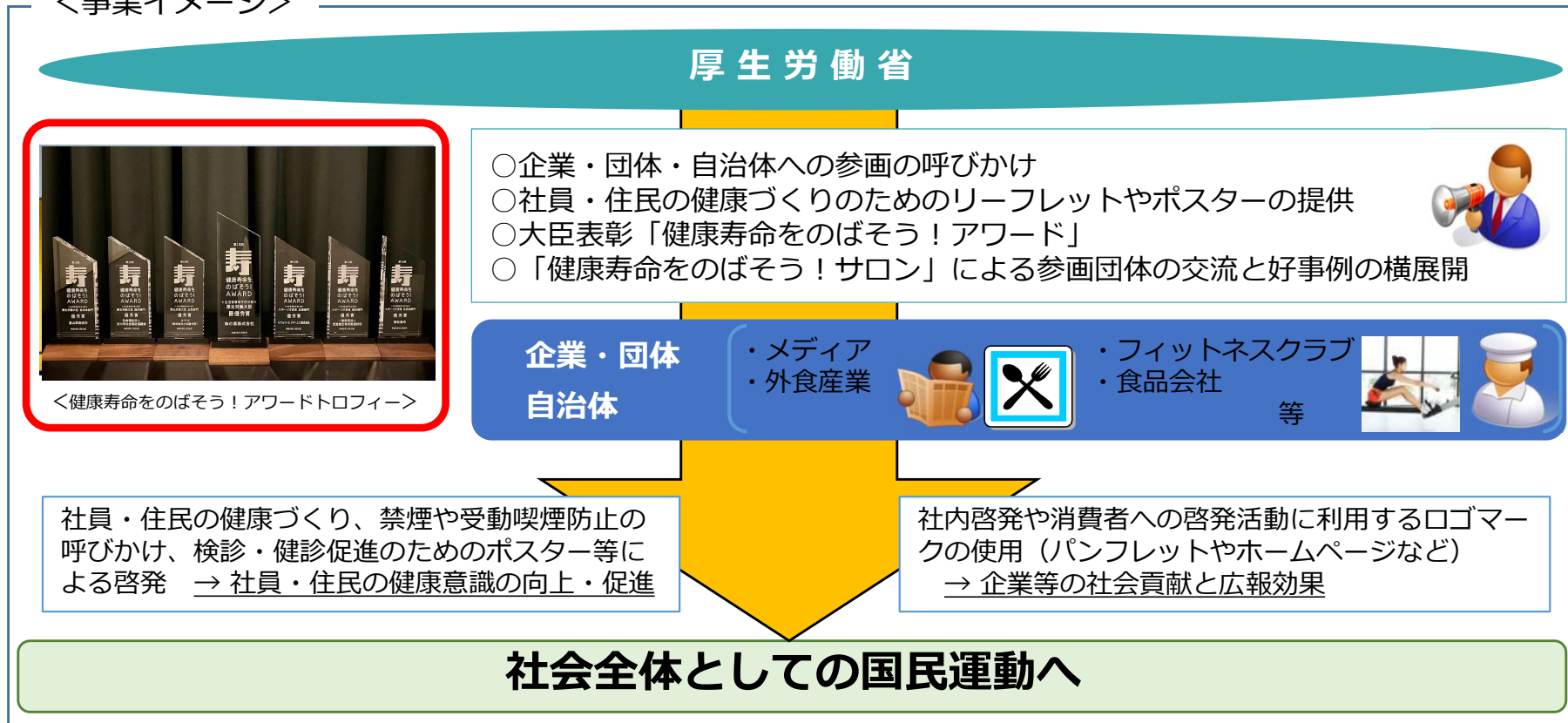


## 国民や企業への健康づくりに関する新たなアプローチ

### <スマート・ライフ・プロジェクト> 参画団体数 8,094団体 (R5.3.31現在)

- 背景：高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、特定健診等により生活習慣病等を始めとした疾病を予防・早期に発見することで、国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することが重要である。
- 目標：「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進。個人や企業の「健康意識」及び「動機付け」の醸成・向上を図り、社会全体としての国民運動へ発展させる。

#### <事業イメージ>





# いつでもどこでも+10

いつ+10しますか？ あなたの1日を振り返ってみましょう。

プラス・テン

18歳～64歳の方  
Aさんの場合 Bさんの場合  
65歳以上の方  
Cさんの場合

6時 散歩、ジョギング、ラジオ体操、庭の手入れ

通勤時間 早歩き、自転車通勤  
家事 キビキビと掃除や洗濯、家事の合間に「ながら体操」

中絶時間 こまめに動く、階段を使う、遠くのトイレを使う

日曜休 散歩、食事に出かける  
日曜休 テレビを見ながら筋トレやストレッチ、友達とお出かけ

家事 遠くのトイレを使う、軽い体操をする  
家事 歩いて買い物、子どもや孫の送り迎え

通勤時間 歩幅を広くする、階段を使う

20時 ウォーキング、運動施設に通う、テレビを見ながら筋トレやストレッチ

## 安全のために

誤ったやり方でからだを動かすと、思わぬ事故やけがにつながるので、注意が必要です。

- からだを動かす時間は少しずつ増やしていく。
- 体調が悪い時は無理をしない。
- 病気や痛みのある場合は、医師や健康運動指導士などの専門家に相談を。



地域で

- 家の近くに、散歩に適した歩道やサイクリングを楽しめる自転車レーンはありませんか？
- 家の近くの公園や運動施設を見つけて、利用しましょう。
- 地域のスポーツイベントに積極的に参加しましょう。
- ウィンドウショッピングなどに出かけて、楽しみながらからだを動かしましょう。

職場で

- 自転車や徒歩で通勤してみませんか？
- 職場環境を見直しましょう。からだを動かしやすい環境ですか？
- 健診や保健指導をきっかけに、からだを動かしましょう。

人々と

- 休日には、家族や友人と外出を楽しんでみては？
- 困ったことや知りたいことがあったら、市町村の健康増進センターや保健所に相談しましょう。
- 電話やメールだけでなく、顔をあわせたコミュニケーションを心がけると自然にからだも動きます。

アクティブガイド —健康づくりのための身体活動指針—  
厚生労働省健康局がん対策・健康増進課

# アクティブガイド

—健康づくりのための身体活動指針—



プラス・テン +10で健康寿命\*1をのばしましょう！

ふだんから元気にからだを動かすことで、糖尿病、心臓病、脳卒中、がん、ロコモ\*2、うつ、認知症などになるリスクを下げることができます。

例えば、今より10分多く、毎日からだを動かしてみませんか。

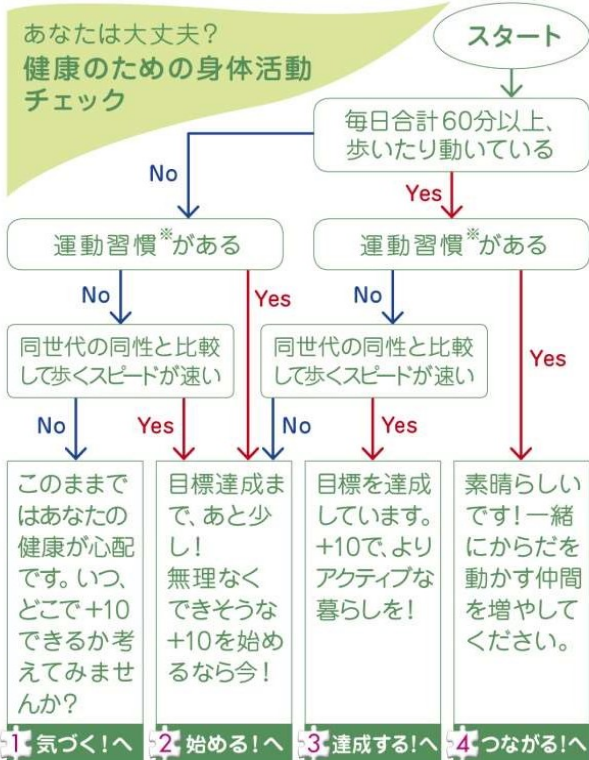
\*1「健康寿命」とは？  
健康日本 21(第二次)では、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」としています。  
\*2 ロコモ＝「ロコモティブシンドローム」とは？  
骨や関節の病気、筋力の低下、バランス能力の低下によって転倒・骨折しやすくなることで、自立した生活ができなくなり介護が必要となる危険性が高い状態を指しています。





# プラス・テン +10から始めよう!

今より10分多くからだを動かすだけで、健康寿命をのばせます。あなたも+10で、健康を手に入れてください。



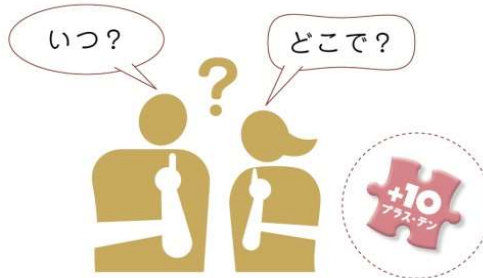
\*1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上続けて行っている。

# 健康のための一歩を踏み出そう!



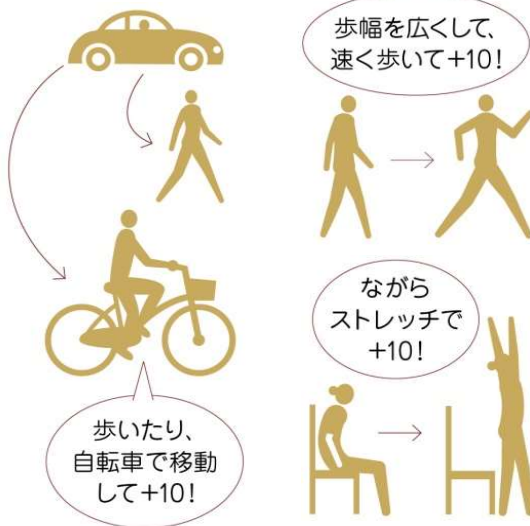
## 1 気づく!

からだを動かす機会や環境は、身の回りにたくさんあります。それが「いつなのか?」「どこなのか?」、ご自身の生活や環境を振り返ってみましょう。



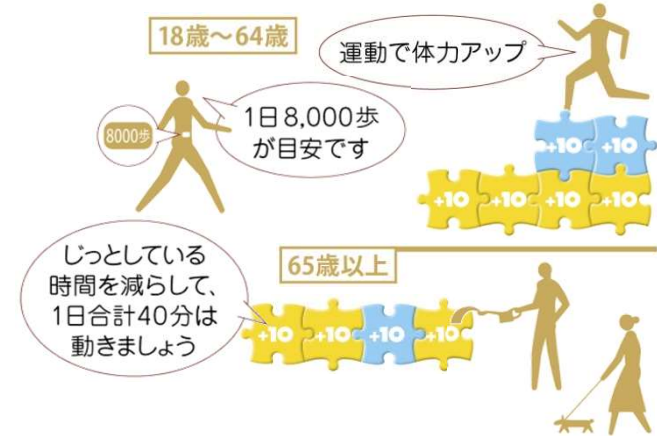
## 2 始める!

今より少しでも長く、少しでも元気にからだを動かすことが健康への第一歩です。+10から始めましょう。



## 3 達成する!

目標は、1日合計60分、元気にからだを動かすことです。高齢の方は、1日合計40分が目標です。これらを通じて、体力アップを目指しましょう。



## 4 つながる!

一人でも多くの家族や仲間と+10を共有しましょう。一緒に行くと、楽しさや喜びが一層増します。





# 安全性の高い自転車の普及の促進①

## 高い安全性を備えた自転車の普及促進

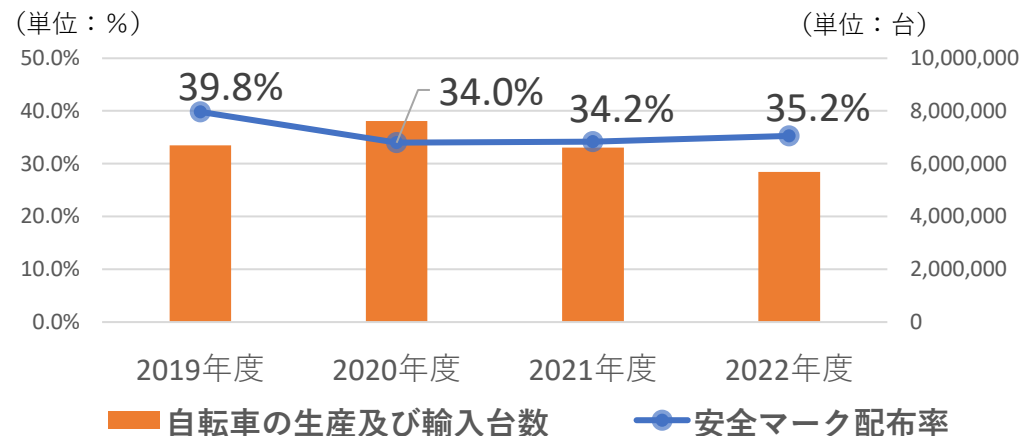
- 自転車が備えるべき安全性に関する品質基準について、国民に分かりやすく示し、高い安全性を備えた自転車の普及を促進する。【実施すべき施策14 （目標 4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現）】

### （指標）自転車の安全基準に係るマークの普及率

【指標の定義】国内販売向けに製造・輸入された自転車の合計台数における、自転車の安全基準に係るマーク（BAA、SG、JIS）の合計枚数の割合

【実績値（直近の数値）】 35.2%（令和4年度）

【目標値】 45%（令和7年度）



出典：生産動態統計、貿易統計等より車両室作成

### 安全性の高い自転車の普及に係る取組の状況

- ISOとの整合化のため自転車に関するJISの主要規格（JIS D 9301など）について改定のための審議を実施。
- 自転車の安全基準に係る各マーク（BAA、JIS、SG）についてそれらの関係性を整理した広報物を関係団体のHPに掲載するなどして消費者に対する情報提供を実施。
- 引き続き、各基準の整合化、消費者への情報提供が行われるよう、関係団体に働きかけを実施。



（一社）自転車協会によるBAAマークの広報

# 安全性の高い自転車の普及の促進②

## 高い安全性を備えた自転車の普及に必要な人材である自転車技士の増加

- 自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上を促進し、より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組を促進する。

【実施すべき施策16 (目標 4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現)】

### (指標) 自転車技士の資格取得者数

【指標の定義】自転車の組立等に関する専門的な知識を有する自転車技士の資格取得者数

【実績値】 令和3年度～令和5年度 2,530人

令和3年度 976人

令和4年度 788人

令和5年度 766人

【目標値】 計4,900人 (令和3年度～令和7年度)



(一財) 日本車輛検査協会による広報

### 自転車技士等の自転車安全性に係る人材の知識・技術の向上の促進に係る取組の状況

- 一般財団法人日本車輛検査協会が実施する自転車技士試験に対し後援により支援。
- 自転車技士試験については、令和2年度に実施した試験の受験要件の緩和状況を踏まえつつ、更なる見直しの要否も含めた検討が行われるよう働きかけを行った。引き続き、自転車技士資格取得者増加のための普及広報に努めるとともに、自転車技士受験者の技能向上・負担軽減に向けた方策の検討を行うよう、働きかけを行う。
- 身体に合った自転車選びをアドバイスする人材（一般社団法人自転車協会のBAAアドバイザー及びSBAA PLUS認定者等）を通じ、消費者に対して適切な自転車の購入を支援する。

一般社団法人自転車協会によるBAAアドバイザー及びSBAA PLUSの資格試験等実績 (令和6年1月時点)

BAAアドバイザー認定者 累計2178名、SBAA PLUS資格者 累計 900名

## 参考データ

(令和6年3月時点)

- 「デコ活」※立上げ：令和4年（2022年）10月25日
- デコ活応援団（官民連携協議会）会員：約1,200  
(企業 約600、自治体 約300、団体等 約300)
- 取組、製品・サービス発信：約400
- 官民連携プロジェクト数：約100（活動中含む）
- デコ活宣言：約2,000  
(企業、自治体、団体 約1,000、個人 約1,000)

※デコ活：「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称



ロゴマークは、一人ひとりの日常の取組が大きくなうねりになる「バタフライエフェクト」をイメージし、蝶のデザインにしました。

## 環境省 地球環境局 デコ活応援隊

(脱炭素ライフスタイル推進室) [隊長：井上 雄祐]

〒100-8975  
東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL: 03-5521-8341  
MAIL: decokatsu@env.go.jp

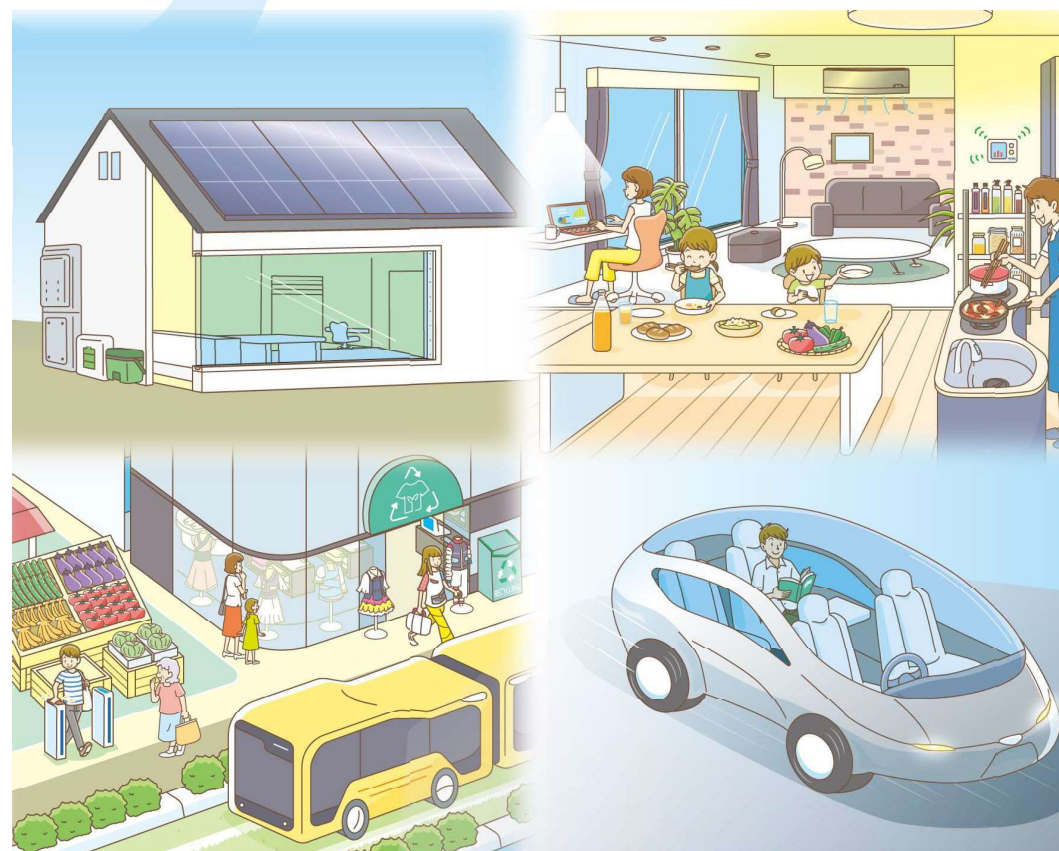
デコ活ポータルサイト



デコ活



# 「デコ活」のすすめ





# 「デコ活」のすすめ

国民・消費者のより良い豊かな暮らしや働き方を実現しCO<sub>2</sub>削減につなげる

## 国として初めて将来の暮らしの絵姿を提示



## まずはここから始める4つの取組

デコ活アクション まずはここから

- ① 電気も省エネ 断熱住宅
- ② こだわる楽しさ エコグッズ
- ③ 感謝の心 食べ残しゼロ
- ④ つながるオフィス テレワーク

## 国民の暮らし創りを官民で後押し

「デコ活応援団」 (官民連携協議会：1,000以上の企業、自治体、団体等が参画)

「デコ活予算」 豊かな暮らし関連予算

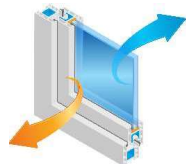
(令和5年度補正予算及び  
令和6年度当初予算案総額：2,940億円)  
※企業、自治体、団体等のプロジェクトを支援  
(新規予算案：43億円)

「暮らしの10年ロードマップ」

戦略的に取組を展開するため令和6年2月に策定

## 事例

- ① 先進的な断熱性能の窓に交換するリフォームに補助支援 (最大200万円)
- ② 消費者にDXで直接節電を要請するとともに、インセンティブを提供し、省エネを実践
- ③ 公共交通 (電車、バス等) のフリー乗車券と体験イベントで意識改革・行動変容の機会に



## お願い

- ① 「デコ活応援団」への参画と国民の暮らしを後押しする官民連携プロジェクトの実施
- ② 「デコ活宣言」 (取組、製品、サービスで国民の暮らしを後押し・自ら率先してデコ活を実践) の実施
- ③ 日々の取組に「#デコ活」をつけてSNS等で発信・展開

# 農山漁村滞在型旅行「農泊」の推進について

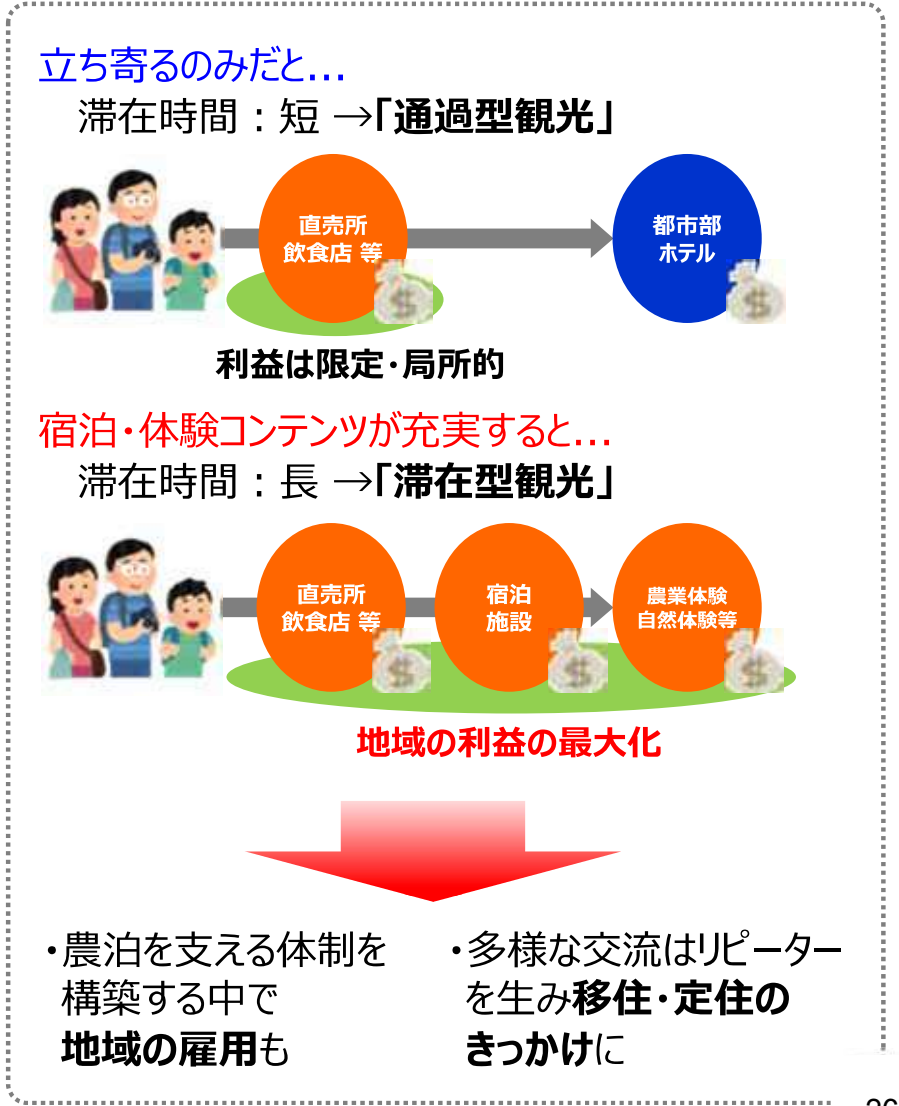
- 「農泊」とは、**農山漁村に宿泊**し、滞在中に**地域資源を活用した食事や体験**等を楽しむ「**農山漁村滞在型旅行**」。
- 「農泊」の狙いは、古民家・ジビエ・棚田など農山漁村ならではの**地域資源を活用した様々な観光コンテンツ**を提供し、**農山漁村への長時間の滞在と消費**を促すことにより、農山漁村における「しごと」を作り出し、**持続的な収益を確保して地域に雇用を生み出す**とともに、農山漁村への移住・定住も見据えた**関係人口の創出の入り口**とすること。
- 農林水産省による支援を通じ、令和4年度までに**全国で計621の農泊地域**を創出。

## 農泊における多様なコンテンツ

<p>&lt;SAVOR JAPAN &gt;</p>  <p>もち料理/岩手県</p>	<p>&lt;農作業体験&gt;</p>  <p>田植え体験 /栃木県大田原市</p>	<p>&lt;アドベンチャーツーリズム&gt;</p>  <p>サイクリング /広島県尾道市</p>
<p><b>食</b></p> <p>&lt;ジビエ&gt;</p>  <p>鹿肉のロースト /北海道鶴居村</p>	<p>&lt;棚田百選の景観&gt;</p>  <p>棚田 /和歌山県有田川町</p>	<p>&lt;地域文化&gt;</p>  <p>長良川上中流域 鶺鴒い /岐阜県岐阜市</p>
<p>&lt;古民家一棟貸し&gt;</p>  <p>京都府南丹市美山町</p>	<p>&lt;農家民宿&gt;</p>  <p>福井県鯖江市</p>	<p>&lt;廃校活用ホテル&gt;</p>  <p>鳥取県八頭町</p>

地域の多様な関係者が集まる地域協議会の枠組みにおいて地域一体となって実施

自治体・地域おこし協力隊・特定地域づくり事業協同組合などによるサポート





# 農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型）

【令和6年度予算概算決定額 8,389（9,070）百万円の内数】

## <対策のポイント>

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の**実施体制の整備**や**経営の強化**、食や景観の**観光コンテンツ**としての磨き上げ、**国内外へのプロモーション**、古民家を活用した**滞在施設の整備**等を一体的に支援します。

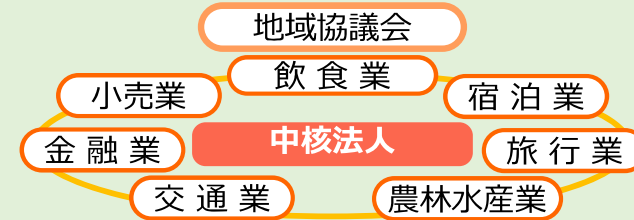
## <事業目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）
- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（700万人泊〔令和7年度まで〕）

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発



Wi-Fiの環境整備



専門家の派遣・指導



古民家等を活用した滞在施設の整備



古民家等を活用した滞在施設の整備

## 1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）

### ① 農泊推進事業等

農泊の**推進体制整備**や地元食材・景観等を活用した**観光コンテンツの開発**、**Wi-Fi等の環境整備**、**新たな取組に必要な人材確保等**を支援します。【事業期間：上限2年間】

ア 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取組む地域を支援します。【交付率：定額（上限500万円/年）】

イ 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。

【交付率：定額（上限（250万円（年基準額）×事業期間））】

ウ 人材活用事業【交付率：定額（研修生タイプの場合は上限250万円、専門家タイプの場合は上限650万円）】

### ② 広域ネットワーク推進事業

**戦略的な国内外へのプロモーション**、課題を抱える地域への**専門家派遣・指導**、**ニーズ調査等**を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

## 2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）

① 農泊の推進に必要な**古民家等**を活用した**滞在施設**、**一棟貸し施設**、**体験・交流施設等**の整備を支援します。

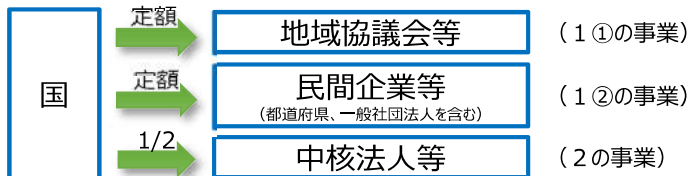
【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間※）】

（※ 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

② **農家民泊等**における**小規模な改修**を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域、農家民宿へ転換する場合は上限100万円を加算）】

## <事業の流れ>



※下線部は拡充内容



# ■農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち農泊推進型

【令和6年度予算概算決定額 8,389（9,070）百万円の内数】

○ 農泊の運営主体となる地域協議会等に対して、ソフト・ハード両面から一体的に支援を行う。

### 農泊推進体制

法人化された**中核法人**\*を中心として、多様な関係者がプレイヤーとして**地域協議会**に参画し、**地域が一丸となって継続的に取り組む**。  
 （構成員に農林水産業のいずれかに関わる者を含むこと）

※ 中核法人は、地域における宿泊、食事、体験等の中核を担うとともに、地域全体のマーケティングやマネジメント等の協議会構成員間の調整を行う。

#### 地域協議会

宿泊業

飲食業

交通業

旅行業

**中核法人**

金融業

農林水産業

小売業（お土産等）

**市町村・中核法人**

廃校を活用した宿泊施設

農家レストラン

古民家等を活用した宿泊施設

**地域協議会との連携体**

農家民宿・民泊

※民泊等の経営者が単独で事業を申請することは不可

農林漁業体験

スポーツ  
ジビエ アクティビティ

ホテル・旅館

○ このほか、国内外へのプロモーション事業を通じた農泊地域の魅力発信を行い、農泊需要の喚起を推進

地域協議会の取組への支援

市町村・中核法人等の取組への支援

## ＜ソフト対策＞

### 農泊推進事業

新たに農泊に取り組む地域における、体制の整備やコンテンツ造成等の取組に対する支援

<b>農泊地域創出タイプ</b>	農泊をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等に要する経費を支援 〔ワークショップの開催、地域協議会の設立・運営、地域資源を活用した体験プログラム・食事メニュー開発 等〕	事業実施期間：上限2年間 交付率：定額 上限：1年目、2年目とも500万円/年
------------------	---	---

過去に農泊推進事業等に取り組んだ地域協議会における、新たな取組に対する支援

<b>農泊地域経営強化タイプ</b>	地域協議会内の宿泊・食事・体験等の観光コンテンツの単価引き上げやDX等の生産性向上によるコスト節減等により <b>高付加価値化を目指す新たな取組</b> に要する経費を支援 〔ワークショップの開催、地域資源を活用した体験プログラム・食事メニュー開発、宿泊予約システム、簡易な施設整備 等〕	事業実施期間：上限2年間 交付率：定額 上限：事業実施主体当たり助成単価（単年度当たり250万円まで）×上限期間（例：2年間の場合、1年目300万円、2年目200万円）
--------------------	---	--

+

※農泊推進事業と併せて実施すること

### 人材活用事業

<b>研修生タイプ or 専門家タイプ</b>	「地域協議会の事務局業務や観光コンテンツの提供などを担う地域外の人材（研修生）」又は「地域内に無い専門知識を持つ人材（専門家）」の雇用等に要する経費を支援 ※ <u>専門家を活用する地域の採択上限数有り</u>	事業実施期間：上限2年間 交付率：定額 上限：1年目、2年目とも研修生タイプは250万円、専門家タイプは650万円等
---------------------------------	--	--

## ＜ハード対策＞

### 宿泊施設等の整備事業

※以下2つの実施形態のうちいずれか

<b>市町村・中核法人実施型</b>	古民家等を活用した滞在施設、体験交流施設、農林漁家レストラン等の整備に要する経費を支援	事業実施期間：上限2年間 交付率：1/2 上限：原則2,500万円（国費）
<b>農家民泊経営者等実施型</b>	農家民泊等における小規模な改修に要する経費を支援 ※農家民泊から旅館業法の営業許可を取得した農家民宿に転換するための整備を行う場合には、1経営者あたり上限100万円を加算	事業実施期間：1年間 交付率：1/2 上限：5,000万円/地域かつ1,000万円/経営者（国費）

# 宿泊 Lodging



ゲストハウス  
／北海道帯広市



ゲストハウス  
／北海道鶴居村



空き家リノベホテル  
／香川県三豊市



コテージ  
／茨城県行方市



グランピング施設  
／千葉県香取市



農泊家庭  
／大分県宇佐市



古民家リノベゲストハウス  
／新潟県新潟市

## Renovated accommodations



廃校活用宿泊施設  
／鳥取県八頭町



空き家リノベホテル  
／広島県尾道市

## Traditional farmhouses



古民家宿  
／京都府南丹市



蔵リノベホテル  
／栃木県那珂川町



古民家リノベホテル  
／山梨県小菅村



農家民宿  
／岩手県遠野市



農家民宿  
／福井県鯖江市



古民家リノベホテル  
／長野県南木曾村

and more...



# 食事 Meal

## LOCAL CUISINE



そば / 長野県信濃町



グリーンカレー / 鹿児島県瀬戸内町



創作料理 / 奈良県宇陀市



海鮮料理 / 岩手県釜石市



海鮮料理 / 京都府伊根町



おしゃれな昼食 / 島根県大田市



おしゃれな朝食 / 広島県尾道市



おにぎり / 熊本県菊池市



囲炉裏料理 / 長野県信濃町



家庭料理 / 熊本県菊池市



創作料理 / 山梨県小菅村

## C CREATIVE CUISINE



ちゃんこ鍋と焼き魚 / 埼玉県秩父市



郷土料理 / 福井県鯖江市

## LOCAL SPECIALITY



鶏すき / 京都府南丹市



創作料理 / 香川県三豊市



おしゃれな朝食 / 島根県大田市



浜焼き / 千葉県いすみ市



お宝膳 / 京都府宮津市



川魚料理 / 愛媛県内子町



姿造り / 香川県三豊市

and more...



# 体験 Experience



天体観測／北海道八雲町



フットパス  
／北海道美瑛町



着付け  
／鹿児島県出水市



漆器絵付け  
／福井県鯖江市



ミカン狩り／  
鹿児島県出水市



きりたんぽづくり  
／秋田県大館市



カヌー体験  
／宮崎県延岡市



レイルバイクライド  
／秋田県大館市



牛車体験  
／鹿児島県出水市



魚掴み取り  
／愛知県豊田市

## FOOD



サイクリング  
／新潟県長岡市



海女さんとの対話  
／三重県鳥羽市



備中神楽  
／岡山県矢掛町

## CULTURE



STRINGチーズづくり  
／北海道鶴居村



餅つき  
／岩手県遠野市

## NATURE



SUP体験  
／岩手県釜石市



曲げわっぱづくり  
／秋田県大館市



どころてんづくり  
／長野県茅野市



マーマレードづくり  
／和歌山県田辺市



かまくら体験  
／新潟県上越市



シャワークライミング  
／沖縄県東村



紙漉き  
／福井県越前市

and more...





## 特集

# 「森林サービス産業」の拡がり

## 森林空間利用による山村振興とウェルビーイングの実現

日本は、国土の7割が森林で、地域毎に多様な植生が彩る世界有数の森林大国です。この豊かな森林空間を活かして、魅力的な体験プログラムを提供する山村地域が、全国に続々と誕生しています。

今回の特集では、森林空間の活用により、人も企業も山村も森も元気にする「森林サービス産業」について紹介します。

写真上：森のヨガ（写真提供：滋賀県栗東市地域）

写真左下：マウンテンバイク（写真提供：長野県伊那市地域） 写真右下：森での社員研修（写真提供：TDKラムダ株式会社）



# 森林サービス産業とは

「森林サービス産業」とは、健康、観光、教育など様々な分野で、豊かな森林空間を活用した体験サービスを提供し、山村地域に新たな雇用と所得機会を生み出す産業です。

これまで、森林空間を利用した取組は、自然愛好者やスキー客等をターゲットとしたハード整備が中心でしたが、近年では、旧来型の利用が減る一方、健康、観光、教育等の分野で、森林空間を活かした新たな取組が拡がってきています。

このような中、林野庁と（公社）国土緑化推進機構等は、2018、2019年度に、検討委員会を設置して、高付加価値型の森林空間利用を産業として成立させるための方策について検討を行い、「森林サービス産業」の展開方向に関する報告書を取りまとめました。

報告書を踏まえて、林野庁では、「森林サービス産業」の展開に向けて、現地でのエビデンス収集、森林サービス産業に取り組む山村地域に関する情報発信、企業と山村地域とのマッチングなどに取り組んできました。

新たな森林空間利用の意義や推進の方向性については、本誌2020年9月号で、詳しくご紹介しています



## 森林サービス産業



## 山村地域に新たな収入・雇用創出

## Well-being 心豊かな暮らし

林野庁では、（公社）国土緑化推進機構と連携しながら、森林サービス産業に取り組む山村地域を「森林サービス産業推進地域」として登録しています。2024年1月末現在で、全国の50地域を登録しています。

既に26地域で体験プログラム等の提供が始まっており、このうち20地域は、森林セラピー®、クアオルト®、健康ウォーキング等の健康分野、18地域はマウンテンバイク、フォレストアドベンチャー®等の観光分野、21地域はチームビルディングや森林環境教育など教育分野の体験プログラムを提供しています。ほとんどの地域では、複数分野の体験プログラムを提供しています。また、健康分野の体験プログラムに合わせて、宿泊施設が癒しを意識した宿泊プランを提供し、飲食店が地産地消の食材を用いた弁当を販売するなど、複数の事業者が連携する地域もみられます。

次に、健康分野、観光分野、教育分野のプログラムを提供する特徴的な地域を紹介します。

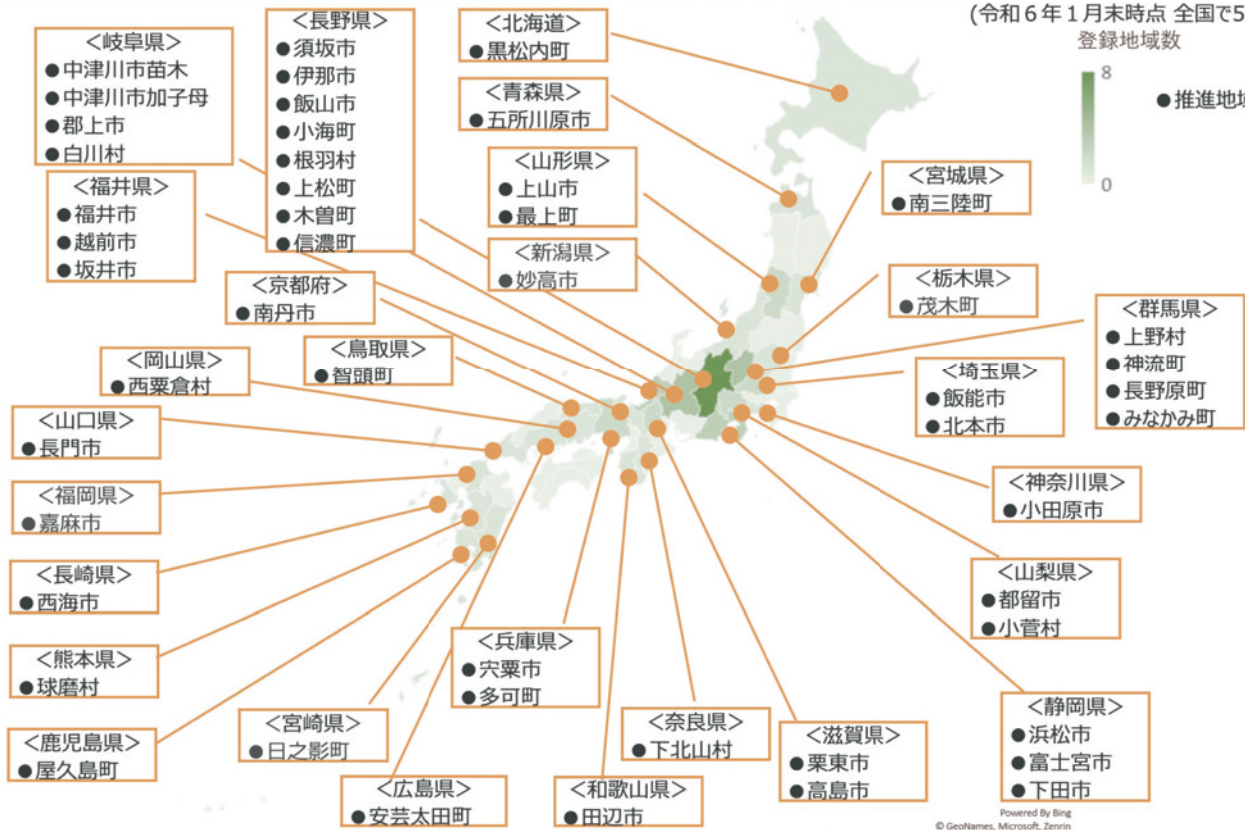
## 森林サービス産業推進地域



森林サービス産業推進地域

(令和6年1月末時点 全国で50地域)  
登録地域数

●推進地域



Powered By Bing  
© GeoNames, Microsoft, Zenrin

社員の健康づくり (健康分野)

長野県信濃町地域は、「森林セラピー®」を提供する「森林セラピー基地」の認定を受けており、「癒しの森®事業」として、町独自で育成・認定した「森林メディカルトレーナー」や「癒しの森の宿」が、森林の癒し効果を高める体験プログラムや地元食材を使った食事を提供しています。また、町内の関係団体が連携して、顧客窓口となる「しなの町 Woods-Life Community」を設立して、企業の社員研修や福利厚生等の受け入れを進めています。2023年12月現在で、39の企業等と協定を締結しています。2019年には、NPOとの協働により、法人向けの貸し切り型リモートワーク施設「信濃町ノマドワークセンター」をオープンして、自然の中でも都会と同様に仕事をできる環境を整えました。

多様なアクティビティの提供 (観光分野)

神奈川県小田原市地域では、株式会社T-Forestyが中心となり、「ODAWARA FOREST BASE」として、森の中をマウンテンバイクで走行するフォレストバイク、樹齢300年のスギの原木が点在する森の中で冒険・展望が味わえるフォレストアドベンチャー®、キャンプ場やBBQ場等がある「いこいの森」など、多様なネイチャーアクティビティ



写真提供：神奈川県小田原市地域

フォレストバイク



写真提供：同右

信濃町ノマドワークセンター



写真提供：長野県信濃町地域

滝の前で深呼吸



施設を展開しています。同社は、江戸時代から続く林家である「辻村農園・山林」が、自らが所有する森林を多様に活用するため、設立した企業です。フォレストアドベンチャー®には年間15,000人、フォレストバイクには年間5,000人が訪れています。

### キャンプ場経営から企業研修へ（教育分野）

群馬県長野原町地域にある「有有限会社きたもつく」は、年間宿泊者数10万人に上る日本有数のキャンプ場「北軽井沢スイートグラス」を運営しています。同社は、1994年に浅間山麓の荒地に木を植えて、キャンプ場の経営を開始しました。その後、社員の通年雇用・キャンプ場の冬期営業のためにコテージに薪ストーブを設置したこと、薪製造を開始しました。2019年に



写真提供：群馬県長野原町地域

TAKIVIVA

は、地域の薪炭林240haを取得して林業経営も始めました。

2020年には、キャンプ場経営での経験を活かして、企業向け宿泊型ミーティング施設「TAKIVIVA」を開設しました。TAKIVIVAでは、薪ストーブや焚き火を囲むでのミーティング、協働作業としてのかまどでの炊事などを行うことができるとともに、同社の六次産業化事業の現場ツアーも受講できます。このように、社員研修の場、社内の人間関係やプロジェクトの内容を深める場等として企業に活用されています。

### 企業による森での体験プログラム

「森林サービス産業」の大きな需要先の一つが企業です。企業は、森でのプログラムにより、社員の健康づくりや、



写真提供：同上

現場ツアー

チームビルディングを進めることができます。森での取組は、「社員を大切に「する企業」としての企業イメージ形成を通じて、優秀な人材の確保につながる」とともに、オフィスでは得られなかった新たな視点や発想の気づきにもつながるかもしれません。また、山村の活性化やSDGsへの貢献にもつながり、社員のウェルビーイング実現と社会的な貢献を同時に行うことができます。

次に、保健指導や社員研修、福利厚生に森でのプログラムを活用している企業の事例を紹介します。

### 宿泊型保健指導に森のプログラムを活用

太陽生命保険株式会社は、2016年に、クアオルト®（療養地）による地域振興に取り組む山形県山市と連携協定を締結して、同市で生活習慣病リスクの高い従業員に対する宿泊型新保健指導を実施しています。

保健指導には、通常の健康講話等に加え、森での「クアオルト®健康ウォーキング」や地産地消の料理を組み込んでいます。日常の行動変容を促すため、宿泊指導後も、山市の専門家が電話等で6か月間サポートを行っています。

その結果、参加者の体重や腹囲が減少するなど、生活習慣病リスクの低減が見られました。参加した社員からは、「自然豊かな環境下で自分の健康を見つ

### 健康プログラム、体重等の変化

	1日目	2日目	体重	腹囲
6ヶ月後平均	<ul style="list-style-type: none"> <li>体組成検査、腹囲・血圧測定</li> <li>グループワーク（行動目標づくり）</li> <li>健康講話、セルフモニタリング説明</li> <li>温泉入浴・散策、ヨガ</li> <li>地産地消・低カロリー・バランスの取れた食事、管理栄養士のアドバイス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>セルフモニタリングによる体重・腹囲・血圧測定</li> <li>早朝ウォーキング</li> <li>クアオルト健康ウォーキング</li> <li>ヘルシーランチ実習</li> <li>振り返り・行動目標見直し</li> </ul>	▲4.8kg	▲5.6cm
最大減少			▲8.5kg	▲11.0cm

出典）太陽生命保険株式会社資料

脂質・血圧・血糖値・腹囲等に基づき、生活習慣病リスクが高い職員等を選定。健康ウォーキング参加後、行動目標の実施状況や体重、腹囲を6か月間管理し生活習慣病を予防。目標達成に向け、電話等で6か月間サポートを実施。

め直す機会を得た」「主食・主菜・副菜の揃ったバランスの良い食事を摂ることの大切さや運動指導等を学び、大変有意義であった」等の感想が寄せられています。



## 森のプログラムで社員交流

IT企業のアルファテックス株式会社は、社員の交流とリフレッシュを目的に、長野県小海町で社員研修を実施しています。社員は、滞在中、町が独自に認定しているセラピストの案内により、豊かな森林が広がる自然の中で五感を開くセラピューオークを行うとともに、町職員とのディスカッションや焚き火を囲んだ仲間との交流も行っています。研修以外に、若手のグループディスカッション、経営方針発表会なども小海町を会場として活用しています。既に社員の半分以上が小海町を訪問しており、社員共通の話題ができたことで仲間意識の醸成につながっています。



写真提供：アルファテックス株式会社

セラピューオーク

## 健康づくりやメンタルヘルス予防

TOPPANグループ健康保険組合は、健康保険加入者の健康づくりやメンタルヘルス予防として、加入事業所が研修やレクリエーション等で森林セラピー®を実施する場合、森林セラピー基地等の受入側との調整や費用補助等の支援を行っています。

また、加入者が森林セラピー®を利用しやすいよう、長野県信濃町、小海町、木曾町、兵庫県宍粟市等にある保養施設等と利用契約を締結しており、加入者が森林セラピー®や宿泊の利用をする場合、費用の一部を負担しています。利用者からは、「森林セラピー®を体験して心身のリフレッシュができた」等の声が上がっています。



写真提供：TOPPANグループ健康保険組合

森林セラピー®

## インバウンド需要の可能性

森林サービス産業のターゲットは、個人や企業等ですが、今後は、海外からのインバウンド需要の拡大も期待できます。特に、海外では、最近、Shinrin-yokuやForest Bathingとして、日本発祥の「森林浴」に対する関心が高まっています。

昨年10月には、「一般社団法人森と未来」が、米国の森林浴ガイド育成団体と連携して、日本での森林浴ツアーを実施しました。同ツアーには、7カ国から23名が参加し、日本の森や木の文化を学びつつ、長野県上松町「赤沢自然休養林」や東京都奥多摩町「登記トレイル」での森林浴を楽しみました。参加者からは、「日本の森はとても美しく、赤沢のヒノキの香りは素晴らしい」「日本人と森の文化はとても奥深く、もっと学んでみたい」等の声寄せられました。



写真提供：(一社) 森と未来

森林浴ツアー

## 森林サービス産業の拡大に向けた林野庁の取組

林野庁では、昨年10月から「森林サービス産業推進地域」に登録された各地域について、体験プログラムや近隣施設等の特徴をとりまとめた紹介シートを作成し、順次公表しています。

また、他省庁事業も含めて森林サービス産業の推進に活用可能な補助事業をとりまとめた一覧表を作成し、活用事例とともに紹介しています。

2月7日には、東京都内において、推進地域の関係者や森での体験プログラムの活用に関心のある企業等を対象とした「山村と企業をつなぐフォーラム」を開催し、同地域と企業とのマッチング機会を提供しました。

このほか、企業に対して、森のプログラム活用に関するアンケート調査やヒアリングも行っています（今年度末に結果を公表予定）。

林野庁では、今後も、積極的な情報発信等を通じ、森林サービス産業の普及に努めてまいります。

林野庁ウェブサイト

「森林サービス産業の創出・

推進」

